

# 令和6年度百貨店や商社等と連携した流通拡大促進事業に係る業務委託仕様書

## 1 目的

本県における多彩な農林水産物のブランド価値を高めるため、関西圏や首都圏の大消費地において、生産地や技術等も含めたブランドストーリーを広く発信し、さらなる認知度向上や流通・販売の拡大を図る。

また、規格外野菜や未利用魚等の発生状況等の調査を行うとともに、百貨店や食品商社等（以下、「実需者」という。）が求めるSDGsに配慮した商品の開発に取り組む。

## 2 事業主体

ひょうごの美味し風土拡大協議会

## 3 名称

令和6年度百貨店や商社等と連携した流通拡大促進業務委託

## 4 委託内容

### (1) 百貨店と連携したPR

百貨店がもつ食メディアに「ブランド戦略策定品目」を1回以上掲載するとともに当該品目を含む兵庫県産の品目の販売を促進するフェア等の催事を開催する。

食メディアに掲載する品目の選定や掲載時期は、協議会と相談のうえ、決定するものとする。

また、催事においては、食メディア掲載品目以外にも、できる限り多くの県産農林水産物を販売できるように手配するほか、いずれも継続取引につながるよう営業に努めること。

なお、催事では、推奨販売を1日以上実施すること。その際、販売員2名以上を確保したうえで、300名以上に兵庫県産食材PRサンプル品を配布することとし、詳細はひょうごの美味し風土拡大協議会と決定すること。

### (2) ブランド戦略策定品目を中心とした規格外野菜や未利用魚等の発生状況等の調査及び実需者が求めるSDGsに配慮した商品の開発

#### ア 規格外野菜や未利用魚等の発生状況等の調査

兵庫県のブランド戦略策定品目のうち10品目以上を目途とし、生産者や生産者をとりまとめる団体及び加工事業者（以下、「生産者等」という。）に対して、規格外野菜や未利用魚等（以下、「規格外品等」という。）の発生状況等を調査する。ただし、調査品目及び調査方法等については、事前にひょうごの美味し風土拡大協議会（以下、「協議会」という。）と協議すること。

#### イ 実需者へのニーズ調査

8社以上に対して、SDGsに配慮した商品に関するニーズや内容等の調査を行う。調査先は、首都圏や関西圏の実需者を含むこととする。また、協議会事務局員が調査先を指定することや調査に同行することがあり、そ

の場合は必要な調整を行うこと。

なお、SDGsに配慮した商品とは、ブランド戦略策定品目のうち、規格外品等のこれまで廃棄していた農林水産物を用いて開発した商品とする。

#### ウ 実需者と生産者等のマッチング

上記ア、イの調査結果を踏まえ、規格外品等の提供や一次加工などに対応可能な生産者等を選定し、協議会の承諾を得たうえで、最適な取引先を選定するなどの調整を行う。

#### エ 商品開発や販売戦略の検討

商品開発や販売戦略の検討までをフォローする。なお、ここでの商品開発とは「販売可能な品質のものを試作」することとし、業務期間内に「販売に至ること」は必須ではないものとする。

### (3) 実績資料の提出

実績資料は、上記の(1)及び(2)の業務が完了し次第に、次のことをとりまとめのうえ、速やかに提出すること。

#### ア 百貨店の食メディア

配布数や配布地域を可能な限り整理すること。なお、原本20部程度と電子データ(PDF)を提出すること。

#### イ フェアの開催状況

開催状況は、店内の様子(全景・近景)を撮影のうえ、電子データで提出すること。なお、撮影は、開店前に行うなど、来店者のプライバシーに配慮すること。

#### ウ 規格外品に関する現状把握の結果

業務の過程で把握した各生産地の規格外品等の発生状況などの現状は、その割合や損失などとともに、今後の活用方法を提案すること。

#### エ 実需者へのニーズ調査の結果

実需者の意見は、アンケート等も用いつつ、分かりやすく整理すること。

#### オ 規格外品等を用いた商品開発や販売戦略

開発した商品の写真や概要のほか、今後の商流や販売予定について整理すること。

## 5 委託期間

契約締結日～令和7年3月14日(金)

## 6 委託料

1,700,000円(消費税及び地方消費税を含む)

## 7 その他

- (1) 委託期間中は、業務の進捗状況等について協議会と常に情報共有を図ること。
- (2) 本仕様書に明示がない事項については、その都度、協議会と協議の上、決定すること。